

答 申

**第1 審査会の結論**

宮城県警察本部長の決定は、妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

- 1 審査請求人は、平成29年1月26日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警察署長・担当者宛「〇〇月〇〇日110番通報にて出動要請した件の報告書」」について、特定の個人の氏名、住所及び印影が記載された同名の文書を添付して開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次とおり理由を付して、平成29年2月6日、審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件開示請求は、特定の個人を限定しての請求であって、当該開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、当該個人の個人に関する情報を開示することとなり、その結果、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、平成29年2月16日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、宮城県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。諮問実施機関が審査請求書に形式上の不備があるとして、平成29年2月21日付けで審査請求人に不備を補正すべきことを命じたところ、審査請求人は平成29年3月2日付けで審査請求書の補正を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書を開示してほしいというものである。

## 2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書において述べている審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求書の記載

#### イ 審査請求の理由

本件開示請求に係る行政文書、すなわち平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警察署長・担当者宛「〇〇月〇〇日 1 1 0 番通報にて出動要請した件の報告書」(以下「本件報告書」という。)は一般の個人情報とは異質のもので、本件報告書作成者と審査請求人は同じ事件の当事者(調停事件の相手方と申立人)であり、条例第8条第1項第2号の非開示理由には該当しない。

また、本件報告書作成者は民事調停事件(平成〇〇年(ノ)第〇〇〇号共有道路に関する紛争調整調停事件(以下「前調停事件」という。))において本件報告書の写しを乙第〇号証として簡易裁判所へ提出していることから、たとえ個人情報に該当するとしても、非開示の理由には当たらない。

#### ロ 経過

平成〇〇年〇〇月〇〇日、本件報告書作成者は審査請求人に何ら事前に照会することもなく、刑法(明治40年法律第45号)第262条の2(境界損壊)に抵触する疑いがあるとして110番通報し、同日警察官3名から当事者双方が事情聴取された。しかし、現場においてその標識はすぐに見つかり、警察官は民事事件であるとし、専門家(土地家屋調査士)に相談して解決するよう説諭し引き上げた。

翌〇〇日、現場の状況を熟知している、土地家屋調査士の現場検証が、当事者及び関係者の立会の下に行われ、その結果、標識の損壊も移動も無かったと判定された。

しかるに、平成〇〇年〇〇月の前調停事件の答弁書の中で、調停の相手方である本件報告書作成者は上記を覆し、書証として本件報告書の写しを提出し、本来の調停項目以外の境界標識損壊等へと争点を拡大し、長時間を費やすことになった。その結果、本件報告書作成者の不誠実な対応により、前調停事件は、本来の調停目的は達成されないまま時間切れとなり、同年〇〇月〇〇日、調停不成立に終わった。

平成〇〇年〇〇月〇〇日、本件報告書作成者は新たに民事調停事件を提起(平成〇〇年(ノ)第〇〇〇号境界標設置承諾請求調停事件)し、その中でも前調停事件での本件報告書の趣旨を引き継ぎ、今回においても審査請求人

を犯人扱いにし、刑法違反行為を認めた上での境界標識の設置を求めている。

以上の経過のとおり、本件報告書作成者の個人情報の過度の保護は、一方において審査請求人の知る権利や人格権を損なうものである。

## (2) 反論書の記載

### イ 開示請求制度の趣旨等について

開示請求制度等の趣旨・解釈等については、争うつもりはないが、余りにも形式的に過ぎ、一概に首肯できない。

### ロ 条例第8条第1項第2号該当性について

実施機関が弁明書において指摘している「個人を限定するとともに、求める情報が個人に関する情報と推認する」ことについては、本件報告書の写しは署名入りのものであること、その内容をめぐって、前調停事件において当事者間で書証を出し合い争っていることから推認するまでもないことである。したがって、情報開示によって個人のプライバシーが殊更に侵害されるという要素はなく、ここから個人識別情報を取り除く作業などは起こるはずもない。

「本件報告書を警察に提出した事実だけでも知ろうと推認される」ことについては、〇〇警察署長宛にしては首尾が一貫していないこと、〇〇警察署なるものが存在しないこと等から、審査請求人はその存在についても疑問を持ったところである。本件報告書の写しは、本件報告書作成者が緊急出動を要請し、その後どう処理されたかの報告である。また、被告発者として事情聴取を受けた審査請求人は、担当警察官に対して、電話で結果報告をしている。この両当事者の報告が全く相反することから、〇〇警察署長宛の本件報告書と前調停事件に出された本件報告書の写しの同一性について、存否も含めて知る権利がある。もし、本件報告書が存在しないとすれば、前調停事件に書証として提出された本件報告書の写しは、警察署長の名を騙って捏造されたものであり、しかも、それが当事者の一方である審査請求人を刑法違反と決めつけてはばからず、審査請求人の基本的人権を踏みにじる極めて違法性の強いものであるから、存在の有無さえ開示しないとなれば、著しく正義と公正にもとる決定となり、また、結果として審査請求人の人権侵害を容認することになり、知る権利を封印するものである。

実施機関が弁明書において条例第8条第1項第2号該当性の例示としている「警察に取り扱われたとの噂になり、何か悪いことに巻き込まれたのではないかと邪推され、・・・」以下について、本件の場合に当てはめて考察すると、本件報告書作成者からの110番通報により警察官が到着した時は、

本件報告書作成者の関係者が出迎え、第三者も多数集まっていたことから、審査請求人が何か悪いことをしたのではないかとこの噂が、その日のうちに近所中に知れわたったものである。噂によって現に被害を受けたのは審査請求人であって、本件報告書作成者ではない。同様に、本件報告書作成者は、本件報告書の写しの中で、刑法違反があったと結論付け、告発の正当性を強調し、また〇〇警察署長に対し見当違いとはいえ、処分を求めている。すなわち、本件報告書自体も審査請求人を弾劾するものであるから、本件報告書作成者にプライバシー等に係る核心的な権利利益などあるはずがない。また、本件報告書は警察官の緊急出動にかかる所産であって、当事者双方が誰であるかも衆知の事実であること、本件報告書作成者は誇らしげに関係者ばかりでなく広く一般人にまで喧伝する意図が伺われることから、個人情報除外規定には該当しないことは明らかである。

#### ハ 条例第8条第1項第2号ただし書該当性について

調停は、簡易裁判所という公の場で行われ、調停委員の一人は裁判官で構成されるから、そこに出された書証を「公になっている」と称したもので、同号ただし書の該当性を念頭に置いたものではない。したがって、そういう意味で該当性は不知である。

#### ニ 実施機関の責務について

110番通報により事情聴取され、現に被害を被ったのは審査請求人の方であり、本件報告書作成者ではないこと、また、本件報告書の写しにおいて刑法違反があったと断言し〇〇警察署長に処分を求めていること等から、これは明らかに個人情報除外規定が適用除外してまで守ろうとする個人情報ではない。

条例第3条第1項において、実施機関の責務として「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」として取扱いの原則が規定されていることから、個人情報の全部が個人情報除外規定に該当するものではないことは明らかである。また、条例第3条第2項において開示請求者の責務について規定しているが、理由のない人権侵害から身を守るための当然許されるべき権利の行使である。したがって、実施機関の開示・非開示の決定は、「開示請求者の有する権利利益」と「開示されることによって害されるおそれのある個人の権利利益」とを比較衡量し、形式的ではなく客観的に行われるべきものであって、本件においては、被開示者の持つ権利利益に何ら支障を及ぼすものではない。故に、個人情報除外規定、すなわち、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示されなければならない行政文書で

ある。

#### ホ 条例第11条該当性について

以上に述べたとおり、個人情報除外規定に該当せず、また、本件報告書は110番通報した本件報告書作成者の文書であり、存否を明らかにしただけで、本件報告書作成者のプライバシーが侵害されるという性質のものではない。したがって条例第11条に該当しないものである。そもそも、本件報告書が実施機関に存在しないとなれば、実施機関の名を騙ってのものであり、実施機関の権威にもかかわることから、ただちに本件開示請求に係る行政文書は存在しない旨の決定をしなければならないはずである。それにも関わらず、なおも本件処分が妥当となれば、本件報告書の写しが警察署長の名を騙って捏造されたこと、実施機関の権威を傘に恫喝の手段に使われたこと等審査請求人に対する人権侵害は著しいものであるから、非開示決定は、結果的に違法行為を黙認し、審査請求人に対する人権侵害を手助けすることになる。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会へ提出した、実施機関の弁明書において述べられている内容は、おおむね次のとおりである。

### (1) 条例に基づく開示請求制度について

条例に基づく開示請求制度は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）に基づく開示請求制度とは異なり、開示請求者が誰であるかに関わらず、また、請求目的を考慮せず、開示請求権を定めているものである。そのため、行政文書に記録されている個人情報については、条例第8条第1項第2号ただし書の除外事項に該当するもの以外は開示しないことを定めている。

したがって、たとえ開示請求者本人の個人に関する行政文書の開示請求がなされた場合であっても、何ら例外規定を設けておらず、行政文書を公開するかどうか等の判断に当たっては、当該情報が開示請求者本人又は当該請求者の関係者に関するものであるか否かは関係せず、客観的な判断がなされるものであり、言い換えれば、開示請求者が誰であるかにより開示決定等の判断に影響を与えるものではない。

### (2) 条例第8条第1項第2号該当性について

審査請求人は、本件処分の理由について、条例第8条第1項第2号に該当しないとして開示を求めていることから、以下、その該当性について理由を述べる。

本件開示請求の目的は、審査請求人が当事者となっている調停において相手方から提出された書証と照合するために、調停の相手方が作成し警察に提出したとする本件報告書の開示を求める請求であり、また、同人が本件報告書を警察に提出した事実の有無だけでも知ろうとする請求と推認されることから、特定の個人を限定するとともに、求める情報が個人に関する情報であると認められる。さらに、本件開示請求は、前述したその目的自体から特定の個人を識別することができる請求であって、特定の具体的な取扱いを指定している以上、その請求の目的自体から個人識別情報を除くことは不可能であり、その行政文書の存否を明らかにするだけで、非開示情報である個人に関する情報を開示する結果をもたらすことが明白である。

警察組織が刑事事件捜査を行う機関であることを踏まえれば、例えば警察に取り扱われたと噂になり、その真意が伝わらなかった場合、罪を犯したり何か悪いことに巻き込まれたのではないかなどと邪推され、個人に不都合な印象を持たれる可能性も否定できない。よって、警察に取り扱われた事案の全容は当然のこと、取り扱われた事実の有無だけであっても公にされたくないとする個人がいることは当然であり、取り扱われた事実の有無は、個人に関する情報であることは明らかである。

したがって、本件開示請求において、本件報告書の存否を通知した場合には「特定の個人が警察に報告書を提出した事実の有無」が明らかになるが、これらの有無についても、前述したとおり、まさに、個人のプライバシーに関する情報であり、個人に関する情報と言う以外にない。審査請求人は「一般の個人情報とは異質なもの」と申し立てているが、以上、述べたとおり、条例第8条第1項第2号に該当することを疑う余地はない。

### (3) 条例第8条第1項第2号ただし書該当性について

審査請求人は、本件報告書について、民事調停（以下「調停」という。）において書証として本件報告書の写しが簡易裁判所に提出されており、公になっている情報であると主張することから、以下、条例第8条第1項第2号ただし書該当性について述べる。

調停とは、裁判官と調停委員で構成される調停委員会によって手続きが進められ、調停の申立人及び相手方のいわゆる当事者同士が問題を円満に解決するために簡易裁判所にある調停室内において話し合いをするものであり、調停の内容は当事者以外に秘密にされている。当然に、その調停において提出された証拠についても、当事者以外の第三者が自由に閲覧することはできず、閲覧できる可能性を有するものがあるとするれば、裁判所が認めた当該調停の利害関係者だけであると理解している。よって、調停において書証として提出されたと

される本件報告書は、公になっている情報とはいえ、条例第8条第1項第2号ただし書に該当しない。また、その情報の性質上、同号ただし書口にも該当しない。

(4) 実施機関の責務について

審査請求人は、本件報告書作成者の個人情報の過度の保護は、審査請求人の知る権利、人格権を損なうと主張することから、以下、実施機関の責務及び警察の意見を述べる。

個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に回復し難い損害を与えることがある。そのため、条例第3条第1項において「実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」とその責務が規定されている。

したがって、実施機関は、日々の警察業務において、提供や収集等された情報のうち、個人のプライバシーに関する認められる情報は、その全てにおいて、個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重の観点から、最大限に保護を行っているものであり、その責務を果たしている。本件開示請求についても、これらの責務を果たしているだけに過ぎず、審査請求人が主張する過度の保護には当たらない、また、過度の保護に当たらない以上、審査請求人の知る権利等を阻害するものではない。

(5) 条例第11条該当性について

以上のとおり、本件開示請求は、特定の個人を限定しての請求であって、本件報告書の存在の有無を答えるだけで、特定の個人から本件報告書の提出を受けた事実の有無を回答することと同じ結果をもたらすものであり、つまりは、存否を明らかにしただけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示する結果となり、個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、条例第11条に該当するものとして、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければ

ならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものと解される。

ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」については、開示しない旨規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及



び職員，地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

審査請求人が本件開示請求において開示を求める行政文書は，本件開示請求の内容及び審査請求書等の記載から，特定の個人の実施機関に対する報告書であることが認められ，その存否を答えることは，本件報告書作成者である特定の個人が特定日に実施機関に通報を行い，出動要請を行ったことに関する本件報告書が特定日に実施機関に提出されたという事実（以下「本件存否情報」という。）の有無を明らかにするものであると認められる。

よって，本件存否情報は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るものと認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当する。

(3) 条例第8条第1項第2号ただし書の該当性について

審査請求人は，本件報告書について，本件報告書の写しが民事調停に提出されていることを示した上で，本件処分が妥当ではない旨主張する。この趣旨は，本件存否情報が条例第8条第1項第2号ただし書イに該当するというものであると解される。

しかし，民事調停は民事調停法（昭和26年法律第222号）に規定された手続であって，同法第12条の6第1項で「当事者又は利害関係を疎明した第三者は，裁判所書記官に対し，調停事件の記録の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又は調停事件に関する証明書の交付を請求することができる。」と規定されており，一般に公表はされていないため，条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」であるとはいえない。

その他，本件存否情報が条例第8条第1項第2号ただし書イに該当すると認められる事情はない。さらに，本件存否情報は公務員の職務遂行に係る情報とも認められないため，同号ただし書ロにも該当しない。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のとおり，本件開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるため，条例第11条の規定により，その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当であ

る。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、自身は事件の当事者であり、審査請求人に本件報告書作成者が識別されても新たに個人の権利利益が害されるおそれはない旨主張する。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、条例に定める情報公開制度は開示請求者が誰であるかを考慮しないものであることから、当該主張のような個別的事情は上記判断に影響しない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 4. 13	○ 諮問を受けた。(諮問第218号)
29. 9. 22 (第371回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 10. 24 (第372回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 11. 29 (第373回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年12月27日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
伊勢みゆき	情報公開を理解する者	
板明果	学識経験者	
齋藤信一	法律家	会長
十河弘	法律家	